

豚流行性下痢の疑い事例の確認について

本県の養豚農場において、豚流行性下痢（PED）を疑う事例が確認されました。

PEDは、平成25年10月に7年ぶりに国内で発生し、本年2月27日現在までに、鹿児島県など7県で169件が確認されています。

PEDはウイルスの感染による豚の感染症です。人に感染することはありません。症状は、水様性の下痢を主徴とし、10日齢以下のほ乳豚では死亡率が高いものの、母豚や肥育豚では一過性の下痢で治癒します。

また、PEDは、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病のように殺処分等の防疫措置は実施されず、治癒後は、通常どおりと畜場等へ出荷することができます。

1 疑い事例の概要

農場所在地：高知県四万十町の養豚農場1戸

飼養頭数等：約7,000頭のうち、約450頭（子豚約350頭、肥育豚など約100頭）
で症状を確認

症状等：下痢及びおう吐。死亡は確認されていない。

2 確認までの経過等

- (1) 2月22日、農場において下痢等の症状を確認
- (2) 2月26日、農場から、症状が改善されない旨、西部家畜保健衛生所高南支所（四万十町）に通報
- (3) 同日、西部家畜保健衛生所高南支所の家畜防疫員が農場に立ち入り、臨床検査等を実施
- (4) 2月27日、中央家畜保健衛生所（土佐市）にて、遺伝子検査を実施したところ陽性の判定。PEDを疑う事例を確認
- (5) 2月28日から、病理学的検査（免疫染色）により確定診断を実施中（確定は3月4日予定）

3 農場の防疫措置

- (1) 治癒までの間、豚の移動を自粛要請
- (2) 豚舎の消毒等まん延防止対策の徹底を指示

4 その他

県内養豚農場及び関係団体に対し、発生情報及び侵入防止対策の徹底を周知済み。

[報道機関へのお願い]

農場等での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れもあることから、厳に慎むようお願いします。

平成26年2月28日（金）
高知県農業振興部畜産振興課
衛生環境担当
担当 谷本、利岡
電話 088-821-4551

【添付資料】

豚流行性下痢（PED）は、ウイルスの感染による豚の伝染病です。家畜伝染病予防法で定める「届出伝染病」で、高病原性鳥インフルエンザなど、殺処分を義務づけている「家畜伝染病」と異なり、治癒後は、通常どおりと畜場へ出荷することができます。

また、現在進めている確定検査で陽性となれば、本県での初めての発生となります。

なお、確定すれば、平成25年10月以降、沖縄県や鹿児島県等で確認されているPEDウイルスと同じタイプであるかどうかを調査することとなっています。

<発生状況>

（１）国内の発生状況（平成26年2月27日（木）現在）

平成25年10月に、国内では7年ぶりに沖縄県で発生して以降、九州を中心に7県169農場で発生が見られています。なお、これまで本県における発生はありません。

発生県	初発事例確認日	発生農場数
沖縄県	平成25年10月1日	3
茨城県	平成25年11月18日	2
鹿児島県	平成25年12月11日	115
宮崎県	平成25年12月13日	42
熊本県	平成26年1月28日	5
愛知県	平成26年2月16日	1
青森県	平成26年2月24日	1
合計		169

（２）海外の発生状況

米国では、平成25年4月以降本病が大流行しており、平成26年2月直近の公表データでは、25州において3,528件の発生が報告されているほか、最近は、中国や韓国、台湾などでも発生しています。